第５３回北海道法人会税制改正提言全道大会（函館大会）経過報告

開催日　平成２８年９月２９日（木）
会　場　大会･講演会　函館市民会館　函館市湯川町１－３２－１
　　懇談会　　函館アリーナ　函館市湯川町１－３２－２（市民会館隣り）
参加者　道内３０法人会・７３７名（来賓４０名）
　　記念講演会一般参加者２９名

第１部　大会式典　１４：００～１５：１０
会　　場　函館市民会館　大ホール

１．開 会 宣 言　道法連　川島副会長
２．道法連会長挨拶　道法連　中井会長
３．全法連会長挨拶　全法連　専務理事　横山恒美　様
４．歓迎の言葉　函館法人会会長　堀川昭雄
５．来 賓 紹 介
６．議 長 選 出　函館法人会会長　堀川昭雄
７．議　　事
　議案第１号　平成２８年度税制改正提言の
　　実現状況　道法連　荒田副会長
　議案第２号　平成２９年度税制改正提言事項
　　道法連　宇賀税制委員長
　議案第３号　第５３回全道大会決議
　　道法連　阿部副会長

会長挨拶（中井会長）

開催地会長挨拶
（函館法人会堀川会長）

税制改正経過報告
（荒田副会長）

税制改正提言
（宇賀税制委員長）

大会宣言
（阿部副会長）

８．来 賓 祝 辞　札幌国税局長　山崎浩二　様
北海道知事　高橋はるみ　様
（代読　渡島総合振興局　局長　三戸部正行　様）
函館市長　工藤壽樹　様

来賓祝辞
（山崎札幌国税局長様）

来賓祝辞
（三戸部渡島総合振興局長様）

来賓祝辞
（工藤函館市長様）

９．大会楯伝達
10．次回開催地挨拶　北見地方法人会会長　太布康洋
11．閉 会 宣 言　道法連　牧野副会長

大会楯伝達
（函館法人会堀川会長から北見地方法人会太布会長へ）

第２部　記念講演会　１５：３０～１７：００

会　　場　函館市民会館　大ホール
テ ー マ　「日本を取り巻く国際情勢」
講　　師　ジャーナリスト（コリアレポート編集長）
辺　真一　氏

第３部　懇談会　１８：００～１９：３０

会　　場　函館アリーナ

１．開会挨拶　函館法人会　福西副会長
２．乾杯　函館税務署長　南波日出喜　様
３．開宴
４．アトラクション
５．乾杯　北海道間税会連合会会長　髙橋則行　様
６．閉会挨拶　函館法人会　國立副会長

平成28年度税制改正に関する
実現事項

Ⅰ　法人税関係

1. 法人税率の引下げ

法人税の税率（現行 23.9%）が平成 28 年度から 23.4%、平成 30 年度から 23.2%に引き下げられます。併せて、法人事業税所得割の税率も引き下げられるため（「Ⅱ地方税関係 1」参照）、法人実効税率は次のとおりとなります。

	現行	改正案	
		平成28年度	平成30年度
法人税率	23.9%	23.4%	23.2%
法人事業税所得割 ※28年度までは地方法人特別税を含む ※年800万円超所得分の標準税率	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	32.11%	29.97%	29.74%

2. 減価償却制度の見直し

建物附属設備、構築物の償却方法について、定率法が廃止され、定額法に一本化されます。また、鉱業用減価償却資産（建物、建物附属設備、構築物に限る）については定額法又は生産高比例法との選択制となります。なお、リース期間定額法、取替法等は存置されます。

3. 欠損金の繰越控除制度等の見直し

平成 27 年度税制改正で見直された中小法人等を除いた法人の青色欠損金、災害損失金、連結欠損金の繰越控除制度について、企業経営への影響を平準化する観点から更なる見直しを実施し、次のとおりとされます。

		現行	平成28年度	平成29年度	平成30年度
控除限度割合	改正前	65%	65%	50%	50%
	改正後	―	60%	55%	50%
繰越期間	改正前	9年	9年	10年	10年
	改正後	―	9年	9年	10年

また、欠損金の繰越控除の適用に係る帳簿書類の保存期間、欠損金額に係る更正の期間制限及び更正の請求期間を 10 年とする適用事業年度は、それぞれ平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度とされます。

4. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

地方公共団体への寄附について、約 3 割の負担が軽減される現行の損金算入措置に加え、①法人事業税で寄附金額の 10%（上限：税額の 20%。ただし、平成 29 年度以降は 15%）、②法人住民税で寄附金額の 20%（同 20%）、③法人税（同 5%）では②で控除しきれなかった金額と寄附金額の 10%のうちいずれか少ない金額が税額控除されます。対象は、地方公共団体が行う地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業（国が認定）に対して法人が行った寄附で、三大都市圏にある交付税不交付団体などへの寄附は対象外です。

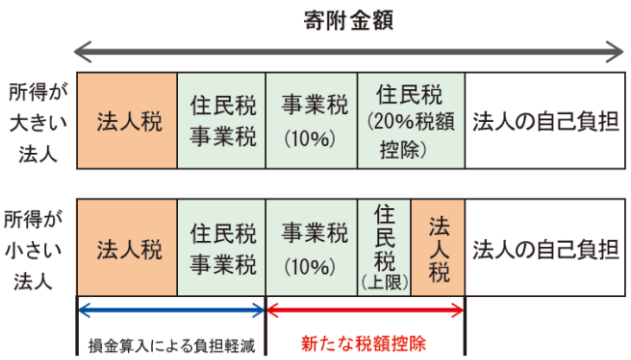

適用時期

改正地域再生法の施行の日から平成32年3月31日までに支出した寄附について適用されます。

5. 中小法人の交際費課税の特例の延長

中小法人の交際費課税の特例（定額控除限度額 800 万円まで損金算入可）の適用期限が 2 年延長されます。また、交際費等のうち、接待飲食費の 50%までを損金算入できる措置（大法人も適用可）も適用期限が延長されます。中小法人の場合は、選択適用が可能です。

適用時期

いずれの措置も平成30年3月31日までに開始する各事業年度まで適用期限が延長されます。

6. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、その適用期限が 2 年延長されます。なお、その適用対象者から、常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人は除外されます。

この制度は、中小企業者等が 30 万円未満の減価償却資産を取得等した場合、減価償却資産の合計額 300 万円を限度として、全額損金算入（即時償却）することができる措置です。

適用時期

平成30年3月31日の取得等まで適用期限が延長されます。

Ⅱ　地方税関係

1. 法人事業税の税率引下げと外形標準課税の拡大

(1) 法人事業税の税率の改正

資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の普通法人の法人事業税の標準税率が次のとおりとなります。

	現行	改正案
付加価値割	0.72%	**1.2%**
資本割	0.3%	**0.5%**
所得割 （年 800 万円超の所得分）	6.0%	**3.6%**

(2) 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

外形標準課税の拡大に伴う急激な負担変動を軽減する観点から、負担増となる法人のうち付加価値額が 40 億円未満の法人について、旧税率よりも負担増となる増額部分の一定割合を事業税額から控除する措置が設けられます。

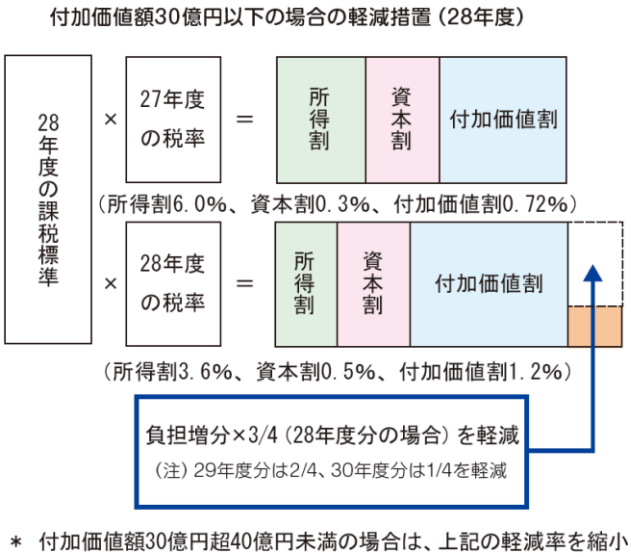

＊ 付加価値額30億円超40億円未満の場合は、上記の軽減率を縮小

2. 中小企業者等が取得した生産性向上設備に係る固定資産税の特例措置の創設

一定の中小企業者等（注）が①1 台または 1 基の取得価額が 160 万円以上で、②生産性を 1%以上向上させる、③販売開始から 10 年以内の機械装置を新規取得した場合、当初 3 年間の固定資産税の課税標準を 2 分の 1 に軽減する特例が創設されます。

(注)一定の中小企業者等とは、次の法人又は個人をいいます。

①資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人

②資本若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人

③常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人

適用時期

中小企業の生産性向上に関する法律（仮称）の施行日から平成31年3月31日までの間に取得をした場合に適用されます。

Ⅲ　所得税関係

1. 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

空き家の発生を抑制するため、親などが亡くなって空き家になった一定の住宅を、相続人が耐震リフォームをするか更地にして売却した場合、譲渡所得から 3,000 万円を特別控除する特例が創設されます。

適用時期

平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に行う1億円以下の住宅又は更地の売却に適用されます。

2. 三世代同居に対応した住宅リフォームを行う場合の特例の創設

世代間の助け合いによる子育てを支援する観点から、三世代同居に対応した住宅リフォームを行い、キッチン、浴室、トイレ、玄関のうち少なくとも 1 つを増設し、改修後にこれらのうちいずれか 2 つ以上が複数となった場合、標準工事費などの一定割合を所得税から税額控除する特例が創設されます。　標準的な工事費等の 10%相当額（上限 25 万円）、もしくは工事等に係るローン残高の 2%（5 年間、最大控除額 62 万 5,000 円）から選択適用できます。

適用時期

平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に対象工事を含む増改築等を行い、居住の用に供した場合に適用されます。

3. スイッチＯＴＣ薬控除（医療費控除の特例）の創設

スイッチ OTC 医薬品(注)の使用を推進する観点から、健康の維持増進および疾病の予防への取組を行う個人がスイッチ OTC 医薬品の年間の合計購入額が 1 万 2,000 円を超える場合には、その超える部分の金額（上限 8 万 8,000 円）を所得控除できる特例が創設されます。

（注）「スイッチ OTC 医薬品」とは、医療用から要指導・一般用の市販薬に転換された薬をいいます。「OTC 医薬品」とは、Over The Counter の略で、薬局のカウンターで購入することができる医薬品、つまり市販薬をいいます。

適用時期

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に購入したスイッチＯＴＣ医薬品について適用されます。

4. 通勤手当の非課税限度額の引上げ

通勤手当の非課税限度額が月額 15 万円（現行：10 万円）に引き上げられます。

適用時期

平成28年1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。

Ⅳ　消費税関係（※後述）

軽減税率制度の導入

消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成 29 年 4 月から軽減税率制度が導入されます。

⑴　軽減税率の対象品目

イ　飲食料品（食品表示法に規定する食品をいい、酒類及び外食サービスを除きます）

ロ　週 2 回以上発行される新聞の定期購読料

外食サービスと外食に当たらないケースの区分例（案）

標準税率 （「外食」に当たるケース）	軽減税率 （「外食」に当たらないケース）
牛丼屋・ハンバーガー店での店内飲食	牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト
そば屋の店内飲食	そば屋の出前
ピザ屋の店内飲食	ピザの宅配
フードコートでの飲食	屋台での軽食（テーブル、椅子等の飲食設備がない場合）
寿司屋での店内飲食	寿司屋のお土産
コンビニのイートインコーナーでの飲食を前提に提供される飲食料品	コンビニの弁当・惣菜（持ち帰りが可能な状態で販売される場合）
ケータリング・出張料理	有料老人ホーム等での食事の提供

⑵　軽減税率

8%（消費税率 6.24%、地方消費税率 1.76%）

適用時期

平成29年4月1日以後に行う資産の譲渡等について適用されます。

⑶　適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入

平成 33 年 4 月から、登録を受けた課税事業者が交付する適格請求書（次頁図参照）及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となる適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。

登録を受けた「適格請求書発行事業者」は、適格請求書の交付が義務付けられ、不正発行を行った場合の罰則規定が設けられます。

なお、税額計算の方法は、適格請求書の税額の「積上げ計算」と、税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」の選択制となります。

適用時期

平成33年4月1日以後に行う資産の譲渡等について適用されます。

⑷　適格請求書等保存方式導入までの経過措置

①　区分記載請求書等保存方式

適格請求書等保存方式が導入されるまでの間、仕入税額控除制度については、現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置が講じられます。

具体的には、請求書等の記載事項に「軽減税率の対象品目」である旨と「税率ごとに合計した対価の額」を記載することとなります。前記の記載事項については、請求書等の交付を受けた事業者が事実に基づいて追記することが認められます。

なお、税額の計算方法は、現行通り、適用税率ごとの取引総額に 110 分の 10、108 分の 8 を乗じて計算する「割戻し計算」が維持されます。

区分経理の方法の比較

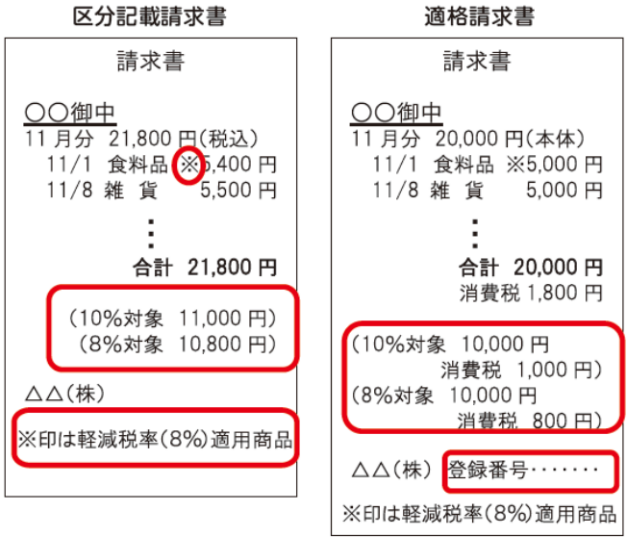

区分記載請求書の記載事項	適格請求書の記載事項
①請求書発行者の氏名又は名称	①請求書発行者の氏名又は名称
②取引年月日	②取引年月日
③取引の内容	③取引の内容
④対価の額	④対価の額
⑤請求書受領者の氏名又は名称	⑤請求書受領者の氏名又は名称
⑥軽減税率の対象品目である旨	⑥軽減税率の対象品目である旨
⑦税率ごとに合計した対価の額	⑦税率ごとに合計した対価の額
(注)　⑥⑦の記載のない請求書等については、買い手が事実に基づき追記できます。	⑧登録番号
	⑨消費税額

②　売上税額の計算の特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者については、売上げの一定割合（軽減税率売上割合）を軽減税率対象品目の売上げとして計算することができる特例が設けられます。基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下

の中小事業者は軽減税率制度の導入から 4 年間、中小事業者以外は軽減税率制度導入から 1 年間、特例を選択することが可能となります。

③　仕入税額の計算の特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者については、仕入れの一定割合（軽減税率仕入割合）を軽減税率対象品目の仕入れとして計算することができる特例が設けられます。軽減税率制度の導入から 1 年間、特例を選択することが可能となります。

適用時期

平成29年4月1日から平成33年3月31日までの間に行う資産の譲渡等について適用されます。

⑸　適格請求書等保存方式導入後の経過措置

適格請求書等保存方式導入後 6 年間、免税事業者からの課税仕入れについて、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等を保存している場合には、以下のとおり一定割合の仕入税額控除が認められます。

①　平成 33 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの間に免税事業者　等から行った課税仕入れ
⇒80％の仕入税額控除

②　平成 36 年 4 月 1 日から平成 39 年 3 月 31 日までの間に免税事業者　等から行った課税仕入れ
⇒50％の仕入税額控除

適用時期

平成33年4月1日から平成39年3月31日まで間に免税事業者から行う課税仕入れについて適用できます。

Ⅴ　相続税・贈与税関係

結婚・子育て資金の一括贈与の範囲の明確化

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、その対象となる不妊治療に要する費用には薬局に支払われるものが含まれることとなります。

適用時期

上記の措置は、内閣府告示の改正を前提に、適用されることとなります。

Ⅵ　その他

1. 国税クレジットカード納付の創設

国税のクレジットカードによる納付が可能になります。対象は、納付書で納付できる国税で、税目、納税額については、基本的に制限はありません。ただし、クレジットカード会社の取扱い上、1,000 万円未満に限定される見込みです。クレジットカードの利用手数料は、現行の地方税における取扱いと同様、納税者の負担となります。

適用時期

平成29年1月4日以後にクレジットカード会社に国税の納付を委託する場合について適用されます。

2. 加算税制度の見直し

事前通知から更正又は決定の予知までの期間が新たな加算税の対象となります。税率は、過少申告加算税は 5%（追加納税額が期限内申告税額と 50 万円のいずれか多い金額を超える部分は 10%）、無申告加算税は 10%（納税額のうち 50 万円超の部分は 15%）となります。

また、短期間に繰り返して無申告等が行われた場合、加算税の加重措置が導入されます。無申告加算税または重加算税を賦課された者が 5 年以内に無申告又は仮装・隠蔽に基づく修正申告書の提出等をした場合、加算税が 10%加重されます。

適用時期

平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

3. 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

国税関係書類に係るスキャナ保存制度で、スマートフォンやデジタルカメラの撮影による領収書等の電子化が可能になります。経理担当者等による内容確認では、原則、原本の確認は不要となります。

また、小規模企業者には特例が設けられ、経理担当者等以外の第三者が行う必要のある内容確認の事後検査を行う者を税理士等が行う場合には、経理担当者等による内容確認が不要となります。

スキャナ保存制度は、申請書を提出して、税務署長等の承認を受ける必要があります。

適用時期

平成28年9月30日以後に行う承認申請について適用されます。

※ここでは平成２８年３月末に成立した法案を掲載してます。なお、秋の臨時国会で消費税再増税を平成３１年１０月まで延期する法案が提出されます。

平成29年度税制改正提言事項

基本的な課題

２０１６骨太の方針には、経済再生と財政健全化を一体として実現することとし、消費税率１０％の引き上げを２０１９年１０月からと２年半延期するとともに、２０２０年度の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を引き続き、堅持することが盛り込まれた。

骨太の方針には、財政健全化の実現を担保する具体的な道筋は示されておらず、当初計画されていた子育て支援、医療、介護、年金等の社会保障充実策の財源をどう確保するかが明確ではない。

持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立が国家的課題であり、これら課題に対応する前提としては行政改革の徹底が急がれる。

国・地方の行財政改革の一層の推進と、持続的な経済成長と社会保障制度の確立のための税制改革、租税負担と社会保障のあり方や地域創生に向けた諸課題に対応した抜本的な税制改革の推進について強く求めるものである。

中でも、地域経済の担い手である中小企業の活性化なくして我が国経済の再生はあり得ずとの視点から、中小企業の潜在的な成長力を高め、かつ活性化に資する政策の確立を強く求める。

第１　法人課税について

１　法人税率の引き下げ

平成２８年度の税制改正で法人実効税率は２９．９７％となり、目標としていた「２０％」台を実現、２９年度には２９．７４％となる。

しかし、周辺アジア諸国の平均は２２．１７％、ＯＥＣＤ加盟国の平均は２４．９８％であり、経済のグローバル化が進むなか、国際競争力の強化、国内産業の活性化や立地競争力の強化の観点から２５％程度まで引下げるよう求める。

２　課税ベースの拡大について

①欠損金の繰越控除制度を縮小しないこと

平成２８年度税制改正で、大法人を中心に課税ベースの拡大等が実施され、中小法人課税については、地域経済、企業経営への影響も踏まえ、引き続き慎重に検討が行われることになった。

原材料の高騰や人手不足による人件費の高騰により、地域経済と雇用の７０％を支える中小企業の経営は依然として厳しい。

赤字を翌期以降の黒字と相殺できる繰越控除制度は中小企業においては、欠かせない制度である。上限の引き下げについては、中小企業の経営安定に大きな影響を与えかねないため、控除限度額の引き下げには断固反対する。

②外形標準課税の拡大反対

平成２８年度税制改正では、中小企業への影響を配慮し大法人を中心に法人税改革を行なうこととなり、中小法人課税については今後の検討課題となった。

地方法人課税の外形標準課税制度は、資本金の額または出資金の額が１億円を超える法人を対象として、所得割、付加価値割及び資本割が課せられる。原材料費の高騰や人材不足による人件費の高騰により、地域経済と雇用の７０％を支える中小企業の経営環境は依然として厳しい。そのような中、特に従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引き上げや雇用維持に悪影響を与え、地域経済再生に逆行するものであり、中小企業への課税強化には断固反対する。

３　中小企業軽減税率の引下げ

中小企業軽減税率の適用期限が、平成２８年度末に到来する。我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、中小企業軽減税率については、本則化するとともに、一層の引下げを求める。

また、昭和５６年以来、課税所得８００万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額について、大幅な引上げを求める。

４　政策税制措置の拡充・恒久化

①中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

平成２６年度税制改正において、中小企業投資促進税制の拡充・延長が行われたが、中小企業は、大企業に比べ財務基盤や資金調達力が弱く、中古設備によって設備投資を行なう企業が多い。

中小企業の生産性向上・競争力強化を図るために、モデル要件を廃止し中古設備も適用対象とするなど対象設備の拡大、価格要件の緩和等、中小企業投資促進税制の更なる拡充および恒久化を求める。

②少額減価償却資産特例の拡充・恒久化

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、平成２８年度税制改正において、適用対象者を見直した上で、平成２９年度末まで適用期限が延長された。

中小企業の償却資産管理や納税等の事務負担を軽減する制度として中小企業の利用頻度が高く、既に定着していることから恒久化し、更なる利便性・効率性の向上、設備投資促進の観点から、取得価額の引上げおよび取得合計額の上限撤廃することを求める。

③生産性向上設備投資促進税制の拡充・延長

生産性向上を促す設備投資促進税制については、当初の期限通り、平成２８年度末に廃止されることとなった。しかしアベノミクスによる景気回復は、中小企業まで浸透しておらず、道半ばである。生産等設備の更新を促進して生産性の向上を図るとともに、国内における設備投資需要を喚起する観点から、中小企業を対象に生産等設備投資促進税制を復活させることを求める。

５　交際費課税制度の見直し

平成２８年度税制改正において、中小企業の交際費課税の特例が、平成２９年度末まで２年延長された。交際費は、本来、経費性があり、損金性が認められるものであるとし、税制の見直しを求めてきたが、適用中小企業の範囲（資本金１億円以下の法人）に合理性がなく、中小企業基本法の定義に拡大すべきである。また、こうしたことから、租税特別措置としてではなく、本則化するよう強く求める。

６　役員給与の損金算入の拡充

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与以外については損金不算入とされているが、利益連動給与について同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるべきである。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り３ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

第２　所得課税について

１．所得税の配偶者控除及び課税方式の見直しについて

一億総活躍社会を創り上げるための社会基盤整備のなかで、配偶者控除の見直しが検討されているが、女性の社会進出の促進には、各種子育て支援策の拡充が必要であり、社会保障制度も含めて幅広い視点で議論すべきである。

とりわけパートタイマーが自ら就業調整する要因である「１０３万円・１３０万円の壁」と称される税制・社会保険上の阻害要因を最大限解消し、より長く働くほど世帯単位でみた場合の収入が増えるなど、経済的なメリットを享

受できる公平で合理的な仕組みに見直していくことが必要である。
　また、急激な税負担の増加防止や少子化対策の観点から、Ｎ分Ｎ乗方式の導入等課税方式の見直しも同時に検討を進めることを求める。

第３　資産課税について

１．相続税

相続税等の見直し

　平成２７年１月より、基礎控除の引下げとともに最高税率を５５％に引上げる等税率構造の見直しが行なわれた。急激な負担増を招くことが推察されることから相続税の課税強化は行うべきではない。
　小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。
　また少子化対策の観点から、法定相続人１人あたりの控除額６００万円の引上げを求める。

２．贈与税

①贈与税の基礎控除の見直し

　贈与税については、若年世代への資産移転を促し、その有効活用を図る観点から、これまで、直系尊属に対する税率構造の緩和、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置などが講じられている。
　贈与税は経済の活性化に資することから、基礎控除（１１０万円）の引き上げを求める。

②相続時精算課税制度の拡充

　相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることになっているが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう求める。
　またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

３．事業承継税制

①相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

　平成２７年度１月より、相続税・贈与税の納税猶予制度について要件の緩和や手続きの簡素化など、制度の大幅な改善が図られた。
　しかしながら、中小企業の本税制のさらなる利用促進を図るための課題は多く、中小企業の円滑な事業承継を図る観点から次の要件の見直しを求める。

・相続税の納税猶予割合の１００％への引上げ
・発行済議決権株式の総数上限（３分の２）の撤廃
・相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可
・贈与税納税猶予が取り消された場合に相続時精算課税制度の選択を認める措置の創設
・雇用確保要件を「５年間平均で８割以上確保」を「５年間平均で５割以上確保」とする。
・会社の事業資金の担保に提供している土地・建物も、相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。

②事業用財産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

　平成２７年１月から施行されるが、わが国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置に留まっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。
　特に、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離して課税し、非上場株式を含む事業用財産を軽減あるいは控除する制度の早期創設を強く求める。

第４　消費課税について

①軽減税率導入について

平成２８年度の税制改正において、２９年４月に予定されていた消費税率の８％から１０％への引き上げを安倍首相は３１年１０月に再延期することを表明した。軽減税率制度についても、３１年１０月に延期したうえで導入することとした。

軽減税率の導入は、高所得者にも恩恵がおよび低所得者対策としては非効率であり、中小企業者にとっては事務・コストにおいて極めて負担が大きい。

軽減税率制度が延期したとはいえ、導入に対しては具体的な対象品目の線引きに基づくシステム改修が必要であり、経理業務をはじめとした制度への対応のために膨大な時間とコストを要することとなる。事業者の混乱を招くおそれがあることから、導入は避けるべきである。

②適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

平成２８年度の税制改正において、平成２９年４月から区分記載請求書方式、平成３３年４月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることとなった。移行に伴う煩雑な事務処理等で、事業者に対して過度なコストや事務負担とならないよう柔軟な運営と必要な助成を求める。また、小売事業者にレジの導入・システム改修の支援措置が設けられたが、インボイス制度の導入には、全ての事業者の経理業務の見直しが必要なことから、これらに対する新たな支援措置の実施を求める。

第５　地方税制について

１．固定資産税

①固定資産税の抜本的見直し

固定資産税に対しては、長期的な地価の下落にもかかわらず、負担感が高いとの声が多い。また、国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制の一元化等評価方法および課税方式の抜本的見直し（宅地評価の収益還元価格での評価等）を求める。

②固定資産税の免税点の引き上げ等

固定資産税における減価償却資産の免税点１５０万円の引き上げ及び「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」を適用して取得した資産について、
中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化の推進、設備投資の促進により中小企業の活性化を図るため、固定資産税免除の創設を求める。

２．事業所税の廃止

平成１５年度税制改正において新増設分に対して課せられる事業所税は廃止されたが、「事業にかかる事業所税」は存続している。事業所税自体が固定資産税と二重課税的な性格を有すること、市町村合併の進行により課税対象が拡大することなどから廃止を求める。

３．法人住民税の超過課税の解消

地方税における法人住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を対象として課税されており、十分な説明もないまま恒久的に課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきではなく、行財政改革の推進の観点からも速やかに解消するよう求める。

４．法人に対して安易な法外目的税を課すべきではない

法定外目的税は、環境対策の観点から導入されている場合も多いが、こうした独自課税の実施に当たっては、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、法人企業に対して安易な課税は行わないよう求める。

５．申告納税の合理化

情報の流れもあり、行財政改革の推進と納税者の利便、事務負担の軽減を図るため、国税と課税対象を同じくする法人事業税・都道府県民税等の申告について地方消費税の執行同様に一層合理化を諮るよう求める。

第６　その他

１．電子申告について

更なる利用促進に向けて、制度の一層の利便性向上を図るとともに、地方税の電子申告（e-ＬTax）との一体化の検討、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設等の税制措置を求める。

２．社会保険料の法人負担分の減額

社会保障と税の一体改革において、事業主の負担に大きく依存した社会保障制度の見直しなど給付と負担のバランスを踏まえた一体的な見直しを求める。

３．寄付金の損金等算入額の拡大

寄付金の損金算入限度額の計算については、現在、資本基準と所得基準とにより計算されている。資本基準は、資本金と資本準備金等の合計額を基準に計算されているが、この基礎となる合計額は、会社法の施行により最低資本金制度が廃止されたこと、資本金等を有する普通法人以外の法人には適合しないことなど必ずしも法人等の本来的な財務能力（寄付能力）を表していない。そこで、資本基準を廃止し、純資産基準を基礎に計算を行うべきである。

また、所得基準を拡大するほか、最低損金算入限度額を保証し単年度の所得がマイナスであっても一定額の寄付金の損金算入を認めるべきである。

指定寄付金の拡充について、今日企業には、社会貢献の一環とした利益還元が求められる時代となっており、公益法人やＮＰＯ法人等に対する寄付金で社会貢献に資すると認められるものについては、積極的に指定寄付金とするなど指定寄付金の拡充を図るべきである。

４　印紙税の廃止

印紙税は流通取引に付随して行われる特定文書の作成行為を捉えて課税するものであるが、文章の作成行為自体担保力があるとは考えられない。また、近年の電子商取引の発展により電子決済やペーパーレスが進んでいるが電子文書は印紙税法上、課税文書に該当せず課税の公平性が損なわれていることなどから印紙税は廃止すべきである。

５　マイナンバー［社会保障・税番号制度］

マイナンバーについては、行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等メリットは大きいが、個人情報の流出・悪用への対応や費用対効果が課題となる。

個人情報の管理に万全を期し、コストの明確化により、国民の納得と理解を得ながら推進するよう求める。

また、事業者に対して過度なコストや事務負担とならないよう柔軟な運営と必要な助成を求める。

大会決議

わが国経済は、長引くデフレからの脱却に向け経済財政政策をはじめ日本で初めてのマイナス金利政策を導入したが、昨今の円高・株安傾向と相俟って、その政策効果は中小企業までには十分届いていない。

北海道においては、北海道新幹線の開業効果もあって国内外の観光客の増勢持続に加え、住宅建設にも明るさが見えはじめているものの、依然として回復しない個人消費や耐久消費財の伸び悩み、更には最低賃金の上昇に伴う雇用環境を懸念する中小企業も多く、道内景気の先行きに対する不透明感が増している。

地域経済の担い手である中小企業が持続的な事業を展開するには、自助努力はもとより、経営基盤の強化と競争力向上を推進する税制面における支援の拡充・強化が不可欠であり、実効性ある租税措置を講じる必要がある。

地域経済や雇用の大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、中小法人の軽減税率１５％の更なる引き下げと適用所得金額の大幅な引き上げを求める。

また外形標準課税の対象範囲を中小企業へ新たに適用拡大することは、大企業と比べ相対的に人件費率の高い中小企業にとって地域雇用を阻害する要因になることから断固反対する。

消費税率引き上げの再延期にともない、軽減税率導入についても平成３１年１０月に延期した上で導入することになっているが、軽減税率の導入は事業者の事務負担が大きいことから、単一税率が望ましく導入には反対である。

一方、中小企業が相続税の負担などにより事業が継承できなくなれば我が国経済社会の根幹が揺らぐことになりかねず、事業承継税制の円滑化に資する一層の税制措置の拡充を求める。

公益法人としての法人会は、税のオピニオンリーダーとしての自覚を発揮し、活力ある中小企業の復活に向けた税制改革を希求し、併せて、魅力ある地域創生の構築と社会貢献事業を推進するために、全力を傾注することを全道３０法人会の総意として以上、決議する。

平成２８年９月２９日
第５３回北海道法人会全道大会

第５３回全道大会スローガン

財政の健全化に向けて、国・地方とも地域経済の活性化に支障なき行財政改革の徹底を！

中小法人軽減税率１５％の更なる引き下げと適用所得金額の大幅な引き上げを！

地域経済を支える中小企業の円滑な事業承継のために、欧州並みの本格的な税制の創設を！

外形標準課税の対象範囲を中小企業へ新たに適用拡大することには断固反対！

事業者の事務負担が大きいことから消費税の軽減税率の導入には反対！

地域経済と雇用を担う中小企業の成長のために、経済活性化に資する税制措置の拡充を！